

別 紙

答申第100号

答 申

### 1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開決定した本件異議申立ての対象となった公文書の非公開部分のうち、年齢を除き公開すべきである。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 平成24年11月1日付けで本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容

社会福祉法人〇〇〇の理事名、監事名

(3) この請求に対して、実施機関は本件対象公文書を特定し、同年11月16日付けで部分公開決定を行った。

ア 対象公文書：社会福祉法人〇〇〇が提出した社会福祉法人現況報告書(1面)  
(平成24年4月1日現在)

イ 公開しない部分

① 法人代表者の印影

② 個人の氏名（代表者を除く。）、年齢、職業、親族等特別関係人の有無及び役員の資格

ウ 公開しない理由

① 条例第7条第3号に該当

契約、金融機関等との取引に使用されているおそれがあり、法人の正当な利益を害すると認められる。

② 条例第7条第2号に該当

本号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。なお、代表者の氏名及び住所は、登記簿等により公にされている情報であり、同号ただし書きアに該当する。

(4) この決定に対して、異議申立人は、本件対象公文書の部分公開決定を不服として、同年11月19日付けで異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、同年12月10日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 島根県としても、社会福祉法人の認可にあたっては、島根県社会福祉法人設立認可審査要綱（以下「審査要綱」という。）に基づいて知事が法人の名称や役員の氏名などを公表する対応を取られている。

イ 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号厚生省

大臣官房障害保健福祉部長外通知。以下「認可通知」という。)の「5 法人の組織運営に関する情報開示等 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。」、「(6) 前号の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情報公開条例に定める手続より、公開することが望ましいこと。」以上が明文化されている。

ウ 「公文書部分公開決定通知書はH24.11.16付」となっているが、実際に受理した月日はH24.11.13であった。つまり、知事名の公印のある「公文書」であり、明らかなミスである。意図的なのか否か不明であるが、「日付」の重要性からどのような理由で日にちが違ったのか、文書での回答を求めたが、「文書での回答はできない。渡す日にちを見越してのこと」と電話で説明があり拒否された。この島根県の「日付」に対する考え方と判断は、非常に残念であり納得していない。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。

##### (1) 条例第7条第2号該当性について

ア 社会福祉法人は社会福祉法（以下「法」という。）第28条により必要事項の登記を行うこととなっており、その事項は組合等登記令第2条に定められており、この中で代表権を有する者の氏名、住所は登記簿に記載されており、条例第7条第2号アに定める「公にされる」と認められる。

しかしながら、他の役員については登記事項とはなっていないため法令等により公にされているとは認められないと考える。

イ 異議申立人の説明のとおり審査要綱第9条により役員の氏名などを公表しているとされていることについては、本県では社会福祉法人の設立認可にあたり法人運営の確実性を担保し、福祉サービス利用者をはじめとして県民に周知するために公表しているものである。

この点については、新しく社会福祉法人を設立し、社会福祉事業を実施する法人に当たっては、通常施設整備を伴い、多くの場合、国や県の補助金を受けて事業開始している。

このため、県としては法人認可の審査を島根県施設整備及び法人認可審査会設置要綱第1条に基づく審査会において、施設整備に対する適否と関連性を持って審査を行っている。

この結果の公表については、国庫補助等協議を行う施設については、島根県社会福祉施設等の整備手続きに関する要綱第7条第1項二号により、法人設立を伴う場合には、設置主体の名称は設立準備会の名称とし、役員就任予定者の氏名も公表するとしている。

このような経緯を踏まえ、法人認可を行った場合には審査要綱第9条においても、法人設立時における役員の氏名も公表していた。

ウ ただし、役員氏名等についての公表は法人設立時であり、任期（法第36条第2項により2年を超えることはできないこととされている。）満了後、次回か

らの新たな役員氏名の公表は行っていない。

本件の法人は昭和53年に設立されており、審査要綱が施行された平成10年3月31日以降同法人の役員氏名が公表された事実はない。

エ 平成23年6月10日付け島根県情報公開審査会答申第85号において、同じ公益法人に対して代表者以外の役員の氏名について非公開とする答申があったところである。

(2) 決定通知書の日付について

異議申立てにある決定通知書の日付の事項に関しては、本条例の対象とはならないため諮問を行わない。

## 5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、法第59条に基づき、特定の社会福祉法人が実施機関に届け出た平成24年度現況報告書である。

(3) 審査対象について

実施機関が非公開とした代表者の印影については、異議申立人は異議申立書において特に主張していない。この点について異議申立人に確認したところ、代表者の印影については異議申立ての対象としていない旨の主張があったため、代表者、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の情報のみを審査の対象とする。

(4) 基本的考え方

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、法の定めるところにより設立される法人をいい（法第22条）、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない（法第24条）とされている。

社会福祉法人は、社会福祉施設等の整備に対する補助金、交付金等の公的な助成（法第58条）や税制上の優遇措置が講じられていることから、高い公共性、公益性を有していると認められる。

また、入所者の生命、生活等の保護に資する介護サービスを実際に提供する社会福祉法人は、その役割の重要性、責任の大きさから、信頼に応え得るふさ

わしい実態を備えているかどうかを問われる立場にあり、情報の公開による透明性の確保が強く求められていると考えられる。このことは、異議申立人が3(2)イで主張する認可通知の内容からもうかがえる。

以上から、社会福祉事業という高い公共性、公益性を有し、公的な認可を受け、経費助成を受ける社会福祉事業の実施主体としての説明責任を果たす観点や入所者あるいは入所希望者等関係者に有用な情報を提供し、その適切な選択に資する観点をより重視して判断することとする。

(5) 条例第7条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

① 代表者の年齢、職業、親族等特別関係人の有無及び役員の資格

代表者に係る非公開部分は、既に氏名の公表されている代表者個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

② 理事、監事及び評議員の氏名、年齢、職業、親族等特別関係人の有無及び役員の資格

理事、監事及び評議員の氏名、年齢、職業等については、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、本号本文に該当する。

イ 本号ただし書きア該当性について

本号ただし書きアは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に当たる場合は、公開すべきことを定めている。

以下、個別の非公開部分について該当性を検討する。

① 理事、監事及び評議員の氏名

5(4)で述べたとおり社会福祉法人が公益性の高い法人であって、その事業経営には高い透明性が求められていること、公開しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがない情報と考えられることから、理事、監事及び評議員の氏名は、公にすることが予定されている情報というべきであり、本号ただし書きアに該当する。

② 親族等特別関係人の有無及び役員の資格

役員等の要件については、法及び認可通知等により規定されており、実施機関も社会福祉法人がこの基準等に適合しているか確認指導を行っている。各理事と親族等の特殊の関係のある者には制限があり、理事については社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えることとされている。同様に、監事及び評議員についても要件が規定されている。

以上から、親族等特別関係人の有無及び役員の資格の情報については、社会福祉法人の経営責任を担う役員等の基本となる情報で公にすることが予定されている情報というべきであり、本号ただし書きアに該当する。

③ 職業

職業については、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日付け雇児発第487号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長外通知。)の中で学識経験を有する者や地域福祉関係者として会計士、税理士、医師、社会福祉団体代表者等具体的に例示されている。

また、職業を公開することにより役員の資格の情報と関連づけて役員等の構成の透明性がより高まり、社会福祉法人の責任体制が確保できているかの判断ができるものと考えられる。

よって、公にすることが予定されている情報というべきであり、本号ただし書きアに該当する。

④ 年齢

年齢については、法等に規定されておらず、役員等の要件や適格性を判断する指標とはなっていない。つまり、社会福祉法人の役員としての責任能力を測る情報とはなりがたいということであり、法人の事業経営の透明性を確保するため公にすべき情報とは認められないため、ただし書きアに該当しない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

決定通知書の決定日が実際に受理した日よりも後の日付であったことにより、異議申立人を混乱させ、県行政に対する不信感を招く結果となった。

今後、このような事態が起きないように、一層の注意と慎重な対応を望むものである。

(諮問第117号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年12月10日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成25年 1月10日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年 4月25日 (審査会第1回目)	審議
平成25年 5月30日 (審査会第2回目)	審議
平成25年 6月27日 (審査会第3回目)	審議
平成25年 7月25日 (審査会第4回目)	審議
平成25年 8月29日 (審査会第5回目)	審議
平成25年 9月27日 (審査会第6回目)	審議
平成25年10月30日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
丸山 創	弁護士	
横地 正枝	行政書士	